



福島県報

規則

目次

○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

規則

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十三号

福島県職業訓練手当支給規則

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職業訓練」の下に「(以下「公共職業訓練」という。)若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号。以下「特定求職者支援法」という。)

第五条第一項中「公共職業能力開発施設」を「公共職業訓練、求職者支援訓練」に改め、「以下」の下に「これらを」を加える。

第十一条第一項中「当該訓練を受ける施設の長を経由して、」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公共職業訓練を受けている支給対象者にあつては、認定申請書を当該公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長を経由して提出しなければならない。

第十一条第五項中「変更後の」の下に「事実を記載した」を加え、「を当該職業訓練を行う施設の長(職場適応訓練を受けていた者にあつては公共職業安定所の長)を経由して、知事に届け出なければ」を「に認定書又は通知書を添えて知事に提出しなければ」

に、「先に知事から交付された認定書又は通知書を併せて」を、「公共職業訓練を受けている支給対象者にあつては当該認定申請書を当該公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長を、職場適応訓練を受けている支給対象者にあつては当該申込書を所轄の公共職業安定所の長を経由して」に改め、同条第六項中「前項の届出」を「前項の規定による申請書又は申込書の届出」に、「その届出」を「その申請又は申込み」に改める。

第十三条第一項中「公共職業能力開発施設において訓練」を「公共職業訓練」に、「当該訓練」を「当該公共職業訓練」に、「知事」を「知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「当該訓練」を「当該職場適応訓練」に、「知事」を「知事」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、求職者支援訓練を受ける受給資格者は、訓練手当に係る訓練手当支給申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

第一号様式(その一)中

| | | |
|--------------------|---|------------------------|
| ② 公共職業能力開発施設の長の確認欄 | を | ② 公共職業能力開発施設の長又は知事の確認欄 |
|--------------------|---|------------------------|

に、「(注) 寄附申請の申請をする

備考

1 求職者支援訓練を受ける者は、住民票の写しを添付しなければならない。」や
2 寄附申請の申請をする

ている者については、②公共職業能力開発施設の長又は知事の確認欄を知事が記入する者、住民票の写しを添付しなければならない。に改める。」
第一号様式(その二)表を次のように改める。

(その2)

(表)

訓練手当受給資格認定申請書 (通勤手当関係)

福島県知事

年 月 日

申請者 住所
氏名
(記名押印又は署名)

通勤手当の支給を受けたいので、下記により申請します。

通勤開始年月日 年 月 日

| 順路 | 通所方法の別 | 区 間 | 距 離 (片道概算) | 所要時間 (概算) | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 |
|---|--------|-----------------|---------------|--------------|---------|-----------|
| 1 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 2 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 3 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 4 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 5 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 計 | | 住居から訓練施設まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 他に利用できる交通機関 等の名称及び利用区間等 | | 通 所 区 間 | 乗車券等の種類 | | 乗車券等の額 | |
| | | 住居から 経由 経由 訓練施設 | | | 円 | |
| ※公共職業能力開発施設の長又は知事の確認欄 (申請者は記入しないこと。) <input type="checkbox"/> 該当 その他 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 (1箇月の運賃等相当額 円) <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 片道 10km 未満の者 <input type="checkbox"/> 片道 10km 以上の者 <input type="checkbox"/> 基本手当の日額に係る級地区分が3級地 である者のうち片道 15km 以上の者 <input type="checkbox"/> 非該当 理由 | | | | | | |
| 上記のとおり進達します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 公共職業能力開発施設の所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 印 </div> | | | | | | |

備考

- この申請書は、訓練手当のうち通所手当の支給を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い徒歩、自動車、JR〇〇線の別を記入してください。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期券の額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
- 往路と帰路が異なる場合は、往路、帰路の順で両方記入してください。

第三号様式中「第3号様式(第13条関係)」や「第3号様式(第13条関係) (その
1)」に「訓 練 手 当 支 給 申 請 書」や「訓練手当支給申請書 (公共職業
訓練用)」に改め、同様式に次のように加える。

(その2)

訓練手当支給申請書 (求職者支援訓練用)

福島県知事

年 月 日

住所

氏名

(記名押印又は署名)

年 月分の訓練手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

| | | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|---|--|
| 支給申請内容 | 訓練期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 訓練が行われなかつた日数 | 日 | | |
| | 訓練を受けなかつた日数 | ①やむを得ない理由による日数 | 日 | |
| | | ①のうち疾病又は負傷により引き続いて14日を超えた日数 | 日 | |
| | | ②やむを得ない理由がない日数 | 日 | |
| | 訓練を受けた日数 | 日 | | |
| | 家族と別居して寄宿していない日数 | 日 | | |
| 添付書類 (やむを得ない理由を証明する書類等) | <input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |

| | | | | |
|-------|--------|------|----|---|
| 手当内訳 | 基本手当 | 日数 | 日 | |
| | | 日額 | 円 | |
| | | 金額 | 円 | |
| | 受講手当 | 日数 | 日 | |
| | | 日額 | 円 | |
| | | 金額 | 円 | |
| | 技能習得手当 | 通所手当 | 日数 | 日 |
| | | | 月額 | 円 |
| | | | 金額 | 円 |
| | | 寄宿手当 | 日数 | 日 |
| | | | 月額 | 円 |
| 金額 | | | 円 | |
| 合計額 | | 円 | | |
| 当月請求額 | | 円 | | |
| 保留額 | | 円 | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------|----|----|----|----|----|----|----|---|--|
| 求職者支援訓練施設による受講証明 | | | | | | | | | | |
| 右のカレンダーに該当する印を付けてください。 | | | | | | | | | | |
| (1) 職業訓練が行われなかつた日 | =印 (取消線) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 月 | |
| (2) 職業訓練を受けた日 | ○印 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | | |
| (3) 職業訓練を受けなかつた日 | | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | |
| やむを得ない理由のある欠席 | △印 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |
| やむを得ない理由のない欠席 | ×印 | 29 | 30 | 31 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | | | |
| 上記の記載事項に誤りのないことを証明します。 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 求職者支援訓練の施設の長の職氏名 印 | | | | | | | | | | |

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に公共職業安定所から改正後の規則第三条第一項に規定する求職者支援訓練を受けるべき旨の指示を受けた者について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書及び第三号様式による訓練手当支給申請書は、それぞれ改正後の規則第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書及び第三号様式による訓練手当支給申請書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式及び第三号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（産業人材育成課）